



←新たな住宅セーフティネット制度
PRロゴマーク

令和3年3月5日
住宅局安心居住推進課

「居住支援協議会」「居住支援法人」「地方公共団体」による 居住支援活動を支援します！

～地方公共団体を対象としたモデル事業を新設、
居住支援協議会、居住支援法人への支援を4月より開始～

国土交通省では、住宅確保要配慮者の入居及び居住支援を目的とした「居住支援協議会」「居住支援法人」の活動、また新たに、地方公共団体福祉部局・住宅部局の連携による住まいに関するモデル的な活動を対象とした補助事業について、令和3年度募集を開始します。いずれの事業も、応募書類の提出期日等の要件を満たす場合は令和3年4月1日から補助対象期間とします。

※共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業（住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業）の募集です。

1) 事業概要（別紙①参照）

【居住支援協議会補助事業・居住支援法人補助事業】

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動（マッチング・入居支援等）を行う団体に対して、国がその活動に要する費用の一部を補助。令和3年度より、所定の条件をみたすことで、令和3年4月1日から補助対象期間となります。

【地方公共団体における福祉部局・住宅部局の連携による 住まいに関するモデル事業】

地方公共団体において福祉・住宅部局が連携を強化し、住まいに関する相談をワンストップで受ける総合相談窓口等の体制づくりをモデル的に取り組む地方公共団体に対して支援。

2) 応募方法（別紙②参照）

応募書類の提出時期に応じて補助対象期間は異なりますが、令和3年4月1日より補助対象期間を開始する場合は、令和3年3月19日（金）18時までに、応募書類を電子メールにより提出してください。

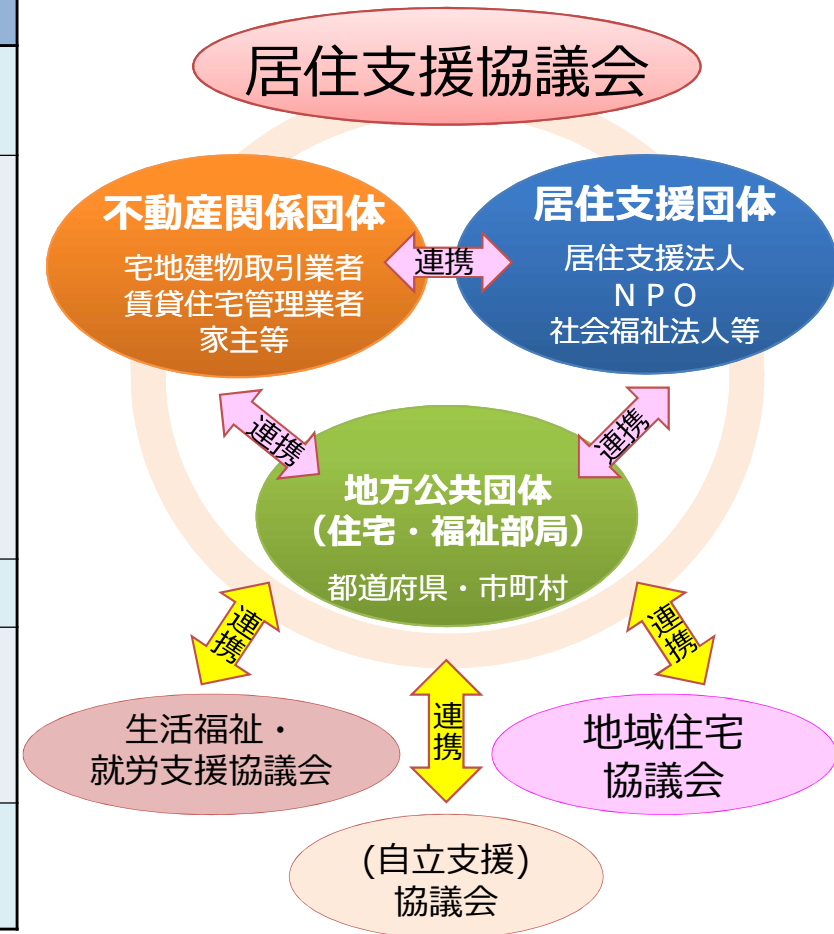
【問い合わせ先】

国土交通省住宅局安心居住推進課 課長補佐 田代、係長 小越

TEL: 03-5253-8111 (内線 39833、39864)、03-5253-8952 (直通)、FAX: 03-5253-8140

居住支援協議会、居住支援法人または**地方公共団体**等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して補助を行う（事業期間：令和2～6年度）

居住支援協議会等活動支援事業	
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または 地方公共団体 等
補助対象事業	① 入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等） ② 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等） ③ 死亡・退去時支援（家財・遺品整理や処分、死後事務委任等） ④ セミナー・勉強会等の開催（制度や取組等の周知普及） ⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み ⑥ 地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備 等
補助率・補助限度額	定額 10,000千円/協議会等（なお、外国人の入居の円滑化に係る活動または 空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営 を行う場合は 12,000千円/協議会等 ） 赤字はR3年度予算における拡充事項
配分上の重点化	刑務所出所者と障害者の入居の円滑化に係る活動については、重点的に予算を配分する方針



居住支援協議会

- ・ 地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・ 設立状況；104協議会（全都道府県・59市区町）が設立（R3.2.26時点）

居住支援法人

- ・ 都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等 を指定
- ・ 設立状況；367者（47都道府県）が指定（R3.2.26時点）

目的 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅等）への円滑な入居を促進するため、居住支援協議会による住宅確保要配慮者の入居円滑化の取組み等を支援する。

ポイント

地域における居住支援活動のプラットフォームとして、居住支援法人や居住支援団体等との情報共有の場やネットワークの形成と拡充に向けた取組等に対する支援を実施

（1）募集期間

令和3年3月5日（金）～令和3年7月30日（金）

※令和3年3月19日（金）までに提案書を提出し、所定の期日までに事前審査が終了した場合、令和3年4月1日から補助対象期間となる

（2）応募要件（下記について既に確立している、もしくは補助対象期間中に確立すること）

- | | |
|--|---|
| ① 地域の課題を踏まえ具体的な居住支援を実施するための体制 | ② 地域の居住支援における協力体制を強化するための継続的な活動 |
| ・ 居住支援に関する情報収集・提供、要配慮者への支援を行うためのネットワーク形成 | ・ セーフティネット制度や協議会活動の理解者拡充、及び地域ネットワーク形成に向けた周知 |
| ・ 協議会事務局として、常時、外部からの連絡に対応可能な体制 | ・ 新たな居住支援団体等の掘り起こし |

（3）公募対象の事業（都道府県居住支援協議会は①～③、市区町村居住支援協議会は①及び③が必須）

- ① 住宅・福祉部局間や協議会構成員及び関係団体等との連携を図る取組
- ② 市区町村単位の協議会設立促進等に向けた取組
- ③ 新たな住宅セーフティネット制度や協議会活動の周知・普及やセーフティネット住宅の登録促進に係る取組
- ④ 入居前の支援（相談窓口や訪問等による相談対応や、不動産店等への同行等）
- ⑤ 入居中や死亡・退去時の支援（見守りサービスや、緊急時の駆けつけ対応、家財、遺品の整理や処分等）
- ⑥ 外国人の入居を円滑に進めるための取組（外国語対応の可能な職員の雇用や、外国人向けガイドブックの作成等）
- ⑦ サブリース方式で支援付きのセーフティネット登録住宅の運営をする取組
- ⑧ その他、要配慮者支援に係る取組（国等が主催する研修会や会議等への参加、空き家等の利活用に係る取組み等）
- ⑨ 協議会設立に向けた準備に係る取組（都道府県以外の地方公共団体による検討部会の設置や運営等）

（4）補助金の額

- ・ 1協議会につき単年度あたり1,000万円（上記⑥または⑦を行う場合は1,200万円）を限度に支援（補助率10/10）
- ・ 障がい者や刑務所出所者への支援を手厚く評価し、補助金の優先配分を行う方針
- ・ 補助累計年数が5年を超える協議会については補助額を90%に調整

- 予定している活動項目（①～③）に応じて、**支援体制の整備（基本項目）**と**実績見込みの設定（加算項目）**により年度当初の交付決定額を一旦決定。（中間検査を踏まえて、最終的な交付決定額を決める予定。）
- 補助累計年数が5年を超える法人については補助額を90%に調整

＜補助上限額1,000万円※（補助率10/10）交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付＞
 ※外国人向け居住支援を行う場合は、補助上限額1,200万円
 ※サブリース方式により、支援付きセーフティネット住宅の運営を実施する場合は、補助上限額1,200万円

基本項目【①は必須】

下記を実施するための体制が整備されていることが必要です

活動項目	事業内容
① 入居前支援【必須】 200万円※	相談窓口や訪問等による相談対応、不動産店への同行 等 ※刑余者、障がい者向け支援を実施する場合、各50万円を加算
② 入居中支援【任意】 50万	訪問等による見守り、緊急時の駆けつけ対応、 生活相談や就労支援 等

①～②の組合せパターン（2つ）から選択

パターン	上限額	パターン	上限額
①のみ	300万円	①・②	350万円

【上記上限額適用の要件】担当者（複数人の合計でも可）が週30時間以上勤務していること（週30時間未満は1/2）

スタートアップ加算【基本項目上限額×1.1】

- 法人指定後1年未満の法人を対象に、基本項目上限額に10%を自動加算

加算項目※1【任意】

※1 応募法人数次第で、調整率を乗じる場合あり

- ① 入居相談解決 [上限515万円]
 （入居した件数に応じて加算）
 「解決件数」×「住宅の類型別の単価」（上限まで）
 - 民間賃貸住宅（1件あたり10万円）
 - セーフティネット住宅（1件あたり12万円）
 - サ高住・有料老人ホーム（1件あたり1万円）等
 - ※一時宿泊施設・通所施設等は対象外
- ② セミナー、勉強会等開催・参加 [上限50万円]
 - ・活動地域内での連携を目的としたセミナーの開催等
- ③ 死亡・退去時支援 [上限50万円]
 - ・死後事務委任、家財、遺品の整理や処分等

特定加算項目※2【任意】

- 外国人向け居住支援 [上限200万円]
 - ・バイリンガル支援員等の雇用
- サブリースを実施する場合 [上限200万円]
 - ・サブリース方式により、支援付きセーフティネット住宅を借り上げて転貸する場合の仲介手数料等

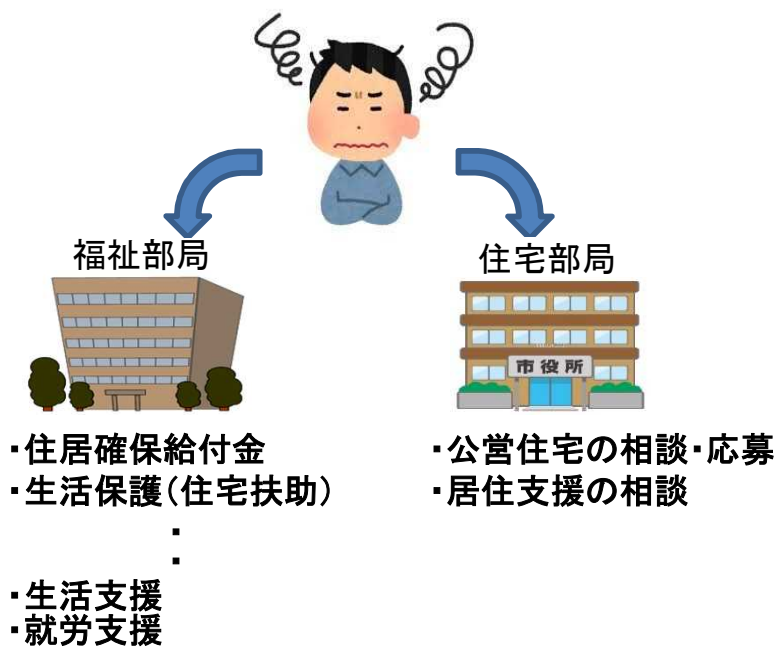
※2 外国人向け支援、サブリース実施の場合、併せて200万円が上限

地方公共団体における福祉・住宅部局の連携による住まいに関するモデル事業への支援

● 居住支援は、住宅分野と福祉分野の連携が大前提であるため、居住支援協議会の設立に関わらず、自治体の中で、住宅部局と福祉部局が一体となって、住まいに困っている方に向き合うことが必要不可欠です。

現在の相談体制

住まいや生活、就労など内容ごとに相談先はバラバラ...



地方公共団体における総合的な相談対応(例)

- ・住居の確保に関する支援
- ・緊急的な生活に対する支援
- ・就労に向けた支援
- ・家計改善に向けた支援
- ・子どもの学習や生活に関する支援

総合相談窓口設置後の体制

福祉・住宅の総合相談窓口設置により複合的な相談内容にもワンストップで対応が可能

【設置イメージ】

福祉と住まいの総合相談窓口



国土交通省の支援内容(案)

- ・総合相談ブース設置費
- ・人材派遣にかかる人件費、PCリース費
- ・相談員マニュアルの作成費
- ・相談員の研修費
- ・居住に関する調査研究費 等

応募概要

※詳細については、応募要領等の資料を十分にご確認ください

■居住支援協議会補助事業**■地方公共団体における福祉部局・住宅部局の連携による住まいに関するモデル事業**

①ホームページ（応募要領のダウンロード可能）

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html

②応募期間

令和3年3月5日（金）～7月30日（金）必着

※尚、令和3年3月19日（金）18時までに提案書を提出し、かつ令和3年3月31日（水）までに交付申請事前審査が終了した場合、令和3年4月1日から補助対象期間とすることが可能となります。

③応募書類提出・問合せメールアドレス

hqt-kyougikai-oubo@gxb.mlit.go.jp**■居住支援法人補助事業**

- ・令和3年度は、所定の条件をみたすことで、令和3年4月1日から補助対象期間を開始することができる、【特別応募】を新設いたします。
- ・この【特別応募】とは別に、従来と同様の【一般応募】を4月中旬に公募開始予定です。2つの応募方法の相違点は以下の通りです。

	応募期間	補助対象期間開始日	事務局
【特別応募】	令和3年 3月5日 ～ 3月19日	令和3年4月1日	国土交通省 住宅局 安心居住推進課
【一般応募】 ※現時点 での予定	令和3年 4月中旬 ～ 5月中旬	令和3年4月下旬 開始も可能	事務事業者

①ホームページ（応募要領のダウンロード可能）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000026.html

②応募期間

令和3年4月1日から補助対象期間とする場合は、令和3年3月19日（金）18時必着

※4月に公募開始予定の【一般応募】は別途案内。

③応募書類提出・問合せメールアドレス

hqt-sienhoujin-oubo@gxb.mlit.go.jp